

カレンダー



これまでアウトLOOKのカレンダーを使っていたのですが、仕様が変更され、とても使いづらくなってしまったので、別のカレンダーを使うことにしました。

試しにグーグルカレンダーにしてみたところ、スマホとの同期も簡単だったので、しばらくはグーグルカレンダーを使用することになりそうです。

もし、グーグルよりもこっちの方が使いやすいよという意見があれば、教えていただければ幸いです。

なお、弁護士の中には、いまだに手帳を使用しているアナログな方もいます。

夏の服装

夏の間、裁判所に行く予定がない日はカジュアルな服装で仕事をしています。

最近は、裁判がウェブ会議で行われる場合にはワイシャツではなくポロシャツで済ませるようになりました。下はハーフパンツなのですが、モニターには上半身しか映らないので、とても快適です。

個人再生

借金を返済できない場合、主な法的手続としては破産と個人再生があります。破産は、免責が認められれば借金をチャラにできるのに対し、個人再生は3～5年かけて一定金額を返済する必要があります。ここだけみると破産手続の方が都合がよい気がしますが、破産は、原則として自身の財産を全て手放す必要があります。自宅もです。

そこで、自宅までは手放したくないという方のために個人再生という手続が用意されています。住宅ローンの返済を継続して自宅に住みつつ、他の債務についても一定金額を返済すれば、そのまま自宅に住んでよいという制度なのです。

そうすると、自宅を持っていない方は破産一択だと思うのですが、稀に自宅をもっていなくても破産して借金を踏み倒すのは申し訳ないという方がいて、そのような場合には個人再生を選択するケースもあります。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成 13 年 早稲田大学商学部 卒業

平成 18 年 司法研修所入所

平成 19 年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成 23 年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成 28 年 取手駅前法律事務所 開設